

平成29年度 登園許可書

浅野学園 玉造幼稚園

園長 大木 みわ様

組 氏名 ()

下記の病気で平成 年 月 日から療養中のところ、現在軽快し、他児への感染の恐れはないと思われますので平成 年 月 日から登園してよいことを証明します。

記

該当疾患 に ○印	疾患名	出席停止期間の基準（学校保健法施行令及び施行規則による）*以下の基準に基づき主治医が記入する。
	インフルエンザ	発熱後5日を経過し、解熱後3日間を経過するまで。
	百日咳	特有な咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗生剤により治癒が終了するまで。
	麻疹	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫れから5日を経過し、全身状態が良くなるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって伝染の恐れがないとみとめられるまで。
	流行性角結膜炎	医師によって伝染の恐れがないとみとめられるまで。
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染の恐れがないとみとめられるまで。
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後1日以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで。
	感染性胃腸炎	発熱及び嘔吐・下痢症状が軽快するまで。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで。
	伝染性紅斑	発疹期には感染力がないため、全身状態の良い者は可。
	ヘルパンギーナ	発熱期は休ませる。
	手足口病	発熱期は休ませ、全身状態の安定した者は登園可能。
	突発性発疹	解熱し、発しんが消えるまで。
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登園可能。覆えない場合は、痂皮が脱落するまで。
	その他の伝染病	()

★ :生活での注意事項 ()

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名